めざします企業の繁栄と社会への貢献
公益社団法人 小田原法人会

with いっしょに

NO.325
令和8年11月発行



「イシダイ・ヒラメ」
株式会社かねや　高野萌菜　画

目次

■令和９年度税制改正への法人会からの提言　2～3ページ
■「最低賃金法」を守らないとこんなリスクがあります　4～5ページ
■新会員紹介コーナー・事業活動スケジュール・日本政策金融公庫からのお知らせ　6ページ
■米国とＡＩに振り回される日々　7ページ
■間違い探し　8ページ
■実務税務調査　システム開発の落とし穴　9ページ
■小田原労働基準監督署からのお知らせ　10ページ
■小田原県税事務所からのお知らせ　11ページ
■むしの話 その５ オオクワガタ　12～13ページ
■小田原税務署からのお知らせ　14～15ページ
■ふれあい　いんふぉめーしょん　16ページ

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会　検索

http://www.odawara-hojinkai.com

法人会

令和9年度
税制改正提言

社会保障に充てる消費税の減税には慎重な対応が必要！

法人会は令和9年度税制改正への提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めて活動を始めました。

とくに、財政健全化は欠かせないとして、歳出・歳入の一体的な改革を図るとともに、来春予定されている消費税減税に中小・零細企業への万全なる配慮措置を強く求めています。

紙幅の関係上、抜粋掲載します

Ⅰ 税・財政改革のあり方

社会保障財源に充てることが定められている消費税の減税を巡っては、物価高対策としての効果が不透明とされている。物価高対策としては中低所得者に一定の給付措置を早期に講じる方が有効である。

また、飲食料品の消費税率を1％に引き下げた場合、減収分と給付金を合わせた財源が明確に示されていない懸念も解決されていない。

さらに事業者は消費税減税を実施する2年間のためにレジシステムの変更や社員教育等を強いられるなど、費用や人手の面を含めて負担が大きい。

法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるように強く訴える。

また、2年で減税を終えるように努めるべきである。

1．財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。

今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には莫大な財政需要が発生することが予想される。

そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするためにも財政健全化は欠かせない取り組みである。

(1)政府は「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2026）で財政健全化という文言を使わず、積極的な財政政策を打ち出した。

財政健全化目標についてはこれまでの「プライマリーバランス（PB）の黒字化」に代え、国・地方の総債務残高を国内総生産（GDP）比で安定的に引き下げる方針に改めた。PB黒字化は「債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」とした。官民で370兆円超の投資を目指す成長戦略を実現するため、予算編成に関する各省庁の概算要求基準も見直した。

こうした見直しが無駄な予算の膨張につながらないように歳出全体を厳しく監視することが必要である。

(2)長期金利の上昇が続けば、将来的にはインフレによる税収増よりも国債の利払い費の方が増えることが想定される。

インフレ傾向が強まる中で今後、金利の上昇で国債の利払い費増は必至だが、国債の信認が揺らげば、さらなる金利の高騰を招いて経済成長を阻害することも考えられる。

政府と日銀は健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かない細心の財政・金融政策を求める。

(3)防衛力の抜本強化に関しては、2027年度までの5年間で防衛費を総額43兆円まで増やす方針を決めている。ただ、追加支出の大半は防衛増税に加えて、歳出改革や決算剰余金の活用で捻出するとしており、財源としての安定性を欠いている。

日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、着実な防衛力整備に向けて自然増収に依存しない安定財源の確保が欠かせない。

2．社会保障制度に対する基本的考え方

「骨太の方針2026」は社会保険料について、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と明記した。政府はこの目標の実現に向けて具体的な行程表を作成する方針を示しており、実効的な社会保障改革につなげる必要がある。中小企業に着実な賃上げを促すためにも、事業主の社会保険料負担も同時に軽減すべきである。

(1)少子化対策は本来、消費税で対応すべきであり、その対策は現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。

また、社会保障国民会議は、飲食料品に対する消費税率、給付付き税額控除のあり方について議論しているが、社会保障のあり方についても同時に幅広く議論し、社会保険料の引き下げ策を検討しなければならない。

(2)企業の年収の壁への対応策として「支援強化パッケージ」が講じられているが、一時的な措置にとどまっている。

中小企業の雇用実態を考慮した、安定的な制度の構築が必要である。

(3)中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。

事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。

(4)医療は成長産業と位置付け、デジタル化対応など大胆な規

制改革を進めることが重要である。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の普及に向けて安定した供給体制を確立する必要がある。

薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などのさらなる拡充も欠かせない。

(5)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者との間でメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。

また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

３．行政改革の徹底等

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革に取り組まなければならない。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。

また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域雇用の受け皿としてだけでなく、我が国のサプライチェーン（部品の供給網）の担い手としても欠かせない存在である。

そうした企業が優秀な人材を確保して事業を安定的に継続するためには、本格的な事業承継税制の創設に加え、企業自身がデジタル化を推進し、生産性の向上に努めることも重要である。

また、中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

１．中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、厳しい経済情勢などに鑑み、慎重に検討することを求める。

(2)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15％（本則19％）を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ１，６００万円程度に引き上げるように求める。

なお、軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置ではあるが、中小企業は依然として賃上げや物価高への対応に苦慮していることから、上記見直しが直ちに困難な場合は、令和９年３月末日となっている適用期限を延長すること。

２．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。

中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

中小企業を安定的に存続させて地域の雇用を守るためにも、特に事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2)取引相場のない株式の評価の見直し

国税庁では、会計検査院の所見を受け取引相場のない株式の評価制度のあり方について検討を行っているところであるが、評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮し、事業承継税制と一体で検討する必要がある。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例制度の適用期限の延長を求める。

延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、上記(1)の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を特例制度並みに大幅に緩和するとともに、手続き面の簡素化を図ること。

法人会税制提言の全文については、全法連ＨＰをご覧下さい。https://www.zenkokuhojinkai.or.jp



知らず知らずの違反が招く企業の信用失墜と実務の留意点
最低賃金法
守らないとこんなリスクがあります！

特定社会保険労務士
小島　信一

なぜ今、最低賃金の管理が重要なのか

毎年秋になると各都道府県の最低賃金が改定され、近年は大幅な引き上げが続いています。

経営者や人事労務担当者の皆様におかれましては、人件費の管理や給与改定の対応に苦慮されているケースも多いのではないでしょうか。

しかし、ここで最も注意すべきなのは、「うっかり」であっても最低賃金法に違反してしまうと、企業経営に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

最低賃金未満の賃金設定は法律上「無効」とされ、差額の支払義務が生じるだけでなく、罰則や企業名の公表、さらにはＳＮＳ等を通じたブランドイメージの失墜など、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。

本稿では、社会保険労務士の視点から、最低賃金制度の基礎知識から違反時のリスク、よくある誤解、そして賃上げを支援する助成金の活用法までを分かりやすく解説いたします。

最低賃金制度の基本構造（２つの最低賃金）

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に、労使間で「最低賃金未満でよい」と合意して契約を結んだとしても、その合意は法律上無効となり、自動的に最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、大きく分けて「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の２種類が存在します。

(1)地域別最低賃金

・**対象者**：パート、アルバイト、臨時、嘱託、正社員など、雇用形態や呼称にかかわらず、該当都道府県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

・**決定主体**：都道府県ごとに１件ずつ設定されています。一般的に「最低賃金」と言う場合は、この地域別最低賃金を指します。

(2)特定（産業別）最低賃金

・**対象者**：特定の産業（製造業や小売業など）に従事する基幹的労働者に適用されます（18歳未満、65歳以上、一定の技能習得中の者などを除く例外規定があります）。

・**水準**：関係労使の申出等に基づき、地域別最低賃金よりも高めの金額設定がなされています。

【実務上のポイント】

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される労働者の場合、「金額が高い方の最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

自社の該当する産業に特定最低賃金が設定されていないか、必ず都道府県労働局の発表をご確認ください。

「対象となる賃金」と「対象外の賃金」の見極め

最低賃金の達成状況を確認する際、支給している総支給額と最低賃金額を単純に比較してはいけません。

毎月支給される賃金の中には、最低賃金の計算に「含めてよいもの」と「除外しなければならないもの」があるためです。

厚生労働省の基準に基づき、計算対象から除外すべき主な賃金は**下記**の通りです。

とくに実務で誤解が多いのが、「通勤手当」「家族手当」「精皆勤手当」の扱いです。

これらは毎月定期的に支払われていても、最低賃金の計算対象からは厳格に「除外」する必要があります。

手当を含めて計算していたために、実は最低賃金を下回っていたというケースが後を絶ちません。

【図表：最低賃金の計算対象となる賃金・除外される賃金】

区　分	含まれるもの／除外されるもの	具体例
計算対象となる賃金	基本給・諸手当	基本給、職務手当、役職手当、資格手当など
計算から除外する賃金	①臨時に支払われる賃金	結婚手当、慶弔手当など
	②１ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与（ボーナス）、期末手当など
	③所定外労働に対して支払われる賃金	時間外手当（残業代）、休日手当、深夜手当
	④生活補助・精勤的な手当（除外手当）	通勤手当、家族手当、精皆勤手当

時間額への換算方法と違反防止のチェック

最低賃金は、原則として「時間額（時給）」で定められています。支給形態に応じた正しい換算式で、定期的にチェックを行いましょう。

(1)月給制の場合の計算式

月給制の場合、算定対象となる賃金（基本給＋対象手当）を、「1ヶ月の平均所定労働時間」で除して時給換算します。

(2)日給＋月給などの組み合わせの場合

基本給が日給制で、職務手当などが月給制で支給されている場合は、それぞれを時間額に換算して合算します。

・日給部分＝日給÷1日の所定労働時間
・月給部分＝月給÷1ヶ月平均所定労働時間
・両者の合計額が最低賃金（時間額）以上であるかを確認します。

(3)出来高払い制・歩合給の場合

出来高払い制などで計算された賃金の総額を、その算定期間中に、実際に労働した総労働時間数で除して計算します。売上や成果が変動する歩合給を採用している企業では、繁忙期と閑散期で換算時給が大きく変わるため、毎月のチェックが不可欠です。

換算時給＝月給（対象賃金のみ）／1ヶ月平均所定労働時間

※1ヶ月平均所定労働時間＝（365日－年間休日日数）×1日の所定労働時間／12ヶ月

最低賃金を守らない場合に生じる4大リスク

最低賃金の支払いができていない場合、企業には単なる「給料の未払い」にとどまらず、複合的かつ甚大なリスクが発生します。

リスク①：法令違反による罰則（刑事罰）の適用

・地域別最低賃金に違反した場合：最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金が科されます。
・特定最低賃金に違反した場合：特定最低賃金までは最低賃金法上の「賃金」とみなされるため、この差額を払わないと「賃金全額払い義務違反」となり、労基法24条違反として、30万円以下の罰金が科されます。

リスク②：過去に遡及した未払い賃金・遅延損害金の請求

最低賃金に達していない金額は、法律上無効であるため、労働者から過去の差額について請求を受けるリスクがあります。現行法では、賃金請求権の消滅時効は原則5年（当分の間3年）とされており、複数年分の差額を一括請求された場合、中小企業にとっては大きな財務的打撃となります。

リスク③：労働基準監督署からの調査・是正勧告

労働者からの申告や定期監督により、労働基準監督署の臨検調査が入るリスクが高まります。

帳簿の提出や過去の賃金支払状況の精査が求められ、違反が認められれば「是正勧告」が言い渡されます。

指導に従わない悪質なケースでは、検察庁へ「書類送検」されることもあります。

リスク④：企業の社会的信用ダウンと採用難の加速

現代はSNSや口コミサイト等を通じ、企業の労務コンプライアンス情報が瞬時に拡散する時代です。

最低賃金違反や書類送検などの事実が表面化すれば、「ブラック企業」としてのレッテルが貼られ、既存社員のモチベーション低下・離職はもちろんのこと、今後の採用活動において、致命的な悪影響を及ぼすことになります。

賃上げと生産性向上を助ける「助成金」の活用

最低賃金の引き上げに対応するためには、単に人件費を増やすだけでなく、業務効率化や生産性向上に取り組むことが不可欠です。

厚生労働省等では、中小企業・小規模事業者の賃上げを支援するための各種助成金を用意しています。

とくに代表的なのが「業務改善助成金」です。

【業務改善助成金の概要】

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げる計画を立て、生産性向上のための設備投資やシステム導入（POSレジの導入、製造機器の更新、コンサルティング受診、社員研修など）を行った際、その費用の一部を国が助成する制度です。

引き上げる金額（30円コース、45円コースなど、数種類あり）や引き上げる労働者の人数に応じて、助成上限額や助成率が細かく設定されています。

このほかにも、非正規雇用の処遇改善を図る「キャリアアップ助成金」や、労働時間の是正・休暇取得促進に取り組む「働き方改革推進支援助成金」など、企業の実情に応じた支援策が存在します。

――●――

自社の賃金体系が最新の最低賃金に対応できているか、各種手当の除外規定に誤りがないか、今一度、見直してみることを強くお勧めいたします。

新会員紹介コーナー

令和８年７月 26 日～令和８年 10 月２日（敬称略）
※新入会員５社の内、情報公開に同意された４社を掲載しております。

★小田原支部				
三井住友海上エージェンシー・サービス株式会社	小高由寛	保険代理業	小田原市栄町 1-14-52MANAX ビル 3F	0465-22-1088
★川東支部				
積ユウ建設㈱	奥津敏男	建設業	小田原市南鴨宮 2-9-4	0465-25-3416
★足柄支部				
㈱やまざき	山崎亮子	小売業	大井町金子 1431-1	0465-83-6432
★湯河原真鶴支部				
(同)Tree Village	木村颯斗	建設業	湯河原町吉浜 1251	0465-60-0740

今後の事業活動スケジュール 〈令和8年11月～令和9年1月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

日時			内容	会場
11月	16 日（月）	15：30 ～ 17：00	生成 AI セミナー　実践編	おだわら市民交流センター UMECO
	26 日（木）	14：00 ～ 16：00	「消費税の基礎講座」並びに「事業者デジタル化について」	おだわら市民交流センター UMECO
	27 日（金）	18：00 ～ 19：30	デジタル化・DX 化導入・入門セミナー	南足柄市女性センター
12月	2 日（水）	14：00 ～ 16：00	「消費税の基礎講座」並びに「事業者デジタル化について」	おだわら市民交流センター UMECO
	18 日（金）	14：00 ～ 16：30	決算法人説明会（12 月決算法人対象）	小田原税務署
1月	28 日（木）	13：30 ～ 16：30	決算法人説明会（１月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO

※決算法人説明会／新設法人説明会に参加希望の方は、小田原法人会ＨＰからお申込みください。

日本政策金融公庫小田原支店（国民生活事業）からの「お知らせ」

「事業資金」受付中‼

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、ソーシャルビジネス支援資金（7200 万円以内）・経営環境変化対応資金（7200 万円以内）など様々な融資制度があります。

日本政策金融公庫小田原支店（国民生活事業）
融資相談係（ナビダイヤル）
☎0570（041）420

〈融資制度の概要〉

	一般貸付	経営環境変化対応資金	新規開業スタートアップ支援資金	ソーシャルビジネス支援資金
ご融資額	4,800 万円以内	7,200 万円以内	7,200 万円以内	7,200 万円以内
ご返済期間	運転７年以内 設備 10 年以内	運転 10 年以内 設備 20 年以内	運転 10 年以内 設備 20 年以内	運転 10 年以内 設備 20 年以内
対象者	事業を営むほとんどの業種の方	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況が悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方	次の1または2に該当する方 1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の(1) または (2) に該当する方 (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 (2) 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方

★審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

また当公庫では「国の教育ローン」もお取り扱いしております。国の教育ローンにつきましては、教育ローンコールセンターまでお問合わせください。

● 教育ローンコールセンター
0570－008656
03（5321）8656

税に関する無料相談所

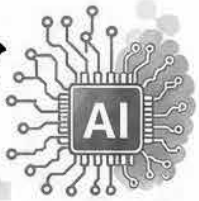
小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。
来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。
詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。



場所	小田原箱根商工会議所会館６階　東京地方税理士会小田原支部事務局
電話	0465-24-0195
相談日時	毎週水曜日 13時30分～16時 ※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。
相談内容	税務相談・税務書類の書き方指導等。



米国とAIに振り回される日々



ジャーナリスト　海部 隆太郎



米国がくしゃみをすると日本は風邪をひく。米国が風邪をひいては大変なので常に注意深く様態を見守り、手厚いサポートを心掛けるというのが定着した日米間の姿だ。米国に依存する日本経済の体質を何とかしなくてはと瞼念に駆られる時もあるが、受けている恩恵の大きさは否定しかたい。結局は日本が力をつけるしかない。

しかし、過度な円安はボディーブローとなり、協調という言葉を知らないトランプ米大統領による関税や外交政策の結果として原油高になり、そのあおりを受け中小企業の体力は摩耗するばかり。「現状維持が精いっぱい。わずかな値上げも固定費と原材料費の大幅増が利益を圧迫する」（製造業社長）と嘆きの声。盛んに言われてきた生産性向上も金利上昇局面では消極的にならざるを得ず、八方塞がりの中で経営者からは不安と不満が噴（ささ）を切ったように押し寄せてくる。思うような取材ができず苦戦を強いられている。



かくして経済ニュースといえば、中東情勢とトランプ発の政治、経済ネタで紙面は溢れ、さらに世の中を動かすAI開発企業の動向や、それを支える半導体の話題で埋め尽くされている。昨今はニュースに触れるのが嫌になってきた。



政治・経済面は何とか見出しを眺めるだけ、株式面は素通りしてスポーツ面で安堵する。毎朝の新聞から得る情報を重視してきたが、確実に行動内容が変化してしまった。世の中についていけなくなったのか、それとも米国とAIに1日の始まりを邪魔されたくない気持ちなのか。独り勝ちしてもらけている特定の人たちへの嫉妬なのか。すべて当てはまるような気がする。



赤信号みんなで渡れば怖くない



ホルムズ海峡が閉鎖されても日経平均株価の上昇は続く。さすがに警戒感が支配的になるだろうと見ていたら、年末には8万円を超すと証券アナリストたちは楽観する。これから市場参加しても大丈夫だ。最終バスに乗り遅れるぞ、と言っているようにしか思えない。

ある会合で大手証券会社の営業担当と話をする機会があった。必然的に市況についての捉え方を尋ねた。米大統領が世の中をかき回すような言動や政策で世間が一喜一憂することで、株の売買が増え手数料収入で証券会社はもうかる。前大統領の時とは違い日々の動きが活発化するので、現大統領の行動は会社としては歓迎すべきだが「複雑な気持ちはある」と後味の悪さを否定しなかった。



株式市場は過熱感がある。いつかは誰かがババを引くことになるはず。信号が青から黄色に変わるタイミングでも途中で赤に変わっても、みんなが走っていれば気分というわけだ。まともな社会とは思えない。変化する社会情勢の中で順風満帆な経営などありはしない。それでも勢いに乗らなくても、地道な努力が報いられる社会であってほしい、と今更ながら考えてしまう。



【筆者紹介】 海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）
全国紙記者、IT企業を経てフリー。

７つの間違い探し

＊右の絵と左の絵には相違点が７か所あります。
見つかりますかな？（答えは 11 頁にあります）



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。





いつでもどこでも！
600 タイトル以上の
セミナー動画が見放題
無料インターネットセミナー

今すぐ 小田原法人会 で検索

ＩＤ：hj0235
パスワード：3641





入って良かった！
法人会を目指します
会員増強運動

様々な経営者との交流で、
良き経営者を目指す！





実施中！

税の正しい知識を
身につける！



未加入のお取引先・お知り合いの方がおられましたら、
入会をお勧めください。

実践税務調査 システム開発の落とし穴

税理士　牧野義博

ここ数年、調査対象法人は外注費が大幅に増加傾向を示しているが、売り上げの伸びが鈍いことから、外注費を中心とした調査に着手しました。



調査官　ここ数年外注費が大幅に増加していますが、その理由を説明してください。

担当者　従来から使用していたシステムでは現状に合わなくなってきたので、新たにシステムの開発を外部業者に発注しているためです。

調査官　システムの全面入れ替えですか？

担当者　現在使用中のものはできるだけ活用しつつ、システムの大幅なリプレイスを数年かけて実施しています。

調査官　御社ではシステム部門がありますが、このシステム開発に当たっては、どのような役割を担っているのですか？

担当者　システム開発そのものは外注先に依頼しており、システム部門では初期設定や概要設計等について常時外注先と協議をしております。

調査官　決算期をまたいでの経理処理はどうしていますか？

担当者　まだ事業の用に供していませんので、いままでにかかった費用はシステム仮勘定として資産勘定に計上しています。

調査官　減価償却資産を見ると、2000万円以上のサーバーが数台見受けられますが、これはシステム開発と関連がありますか？

担当者　はい。開発過程で必要なものなので、このサーバーを使ってシステム開発をしています。



※参考通達
「法人税基本通達 7－3－15の2」

調査官　このサーバーは購入した事業年度に減価償却費として損金経理をしていますね。

担当者　はい。何か問題でもありますか？

調査官　まだシステム開発の過程であり、このサーバーは事業の用に供していませんので、減価償却費として損金に算入することはできません。
ところで、このシステム開発は何年計画なのですか？

担当者　5年計画で、その費用も総額で約2億円がかかる予定です。

調査官　システム開発に費やした費用の中に、御社のシステム部門の社員が参加している諸経費は含まれていますか？

担当者　すべて外注に任せているので社員関連の諸費用は含まれていません。

調査官　法人税施行令第54条第1項第2号（減価償却資産の取得価額）によれば、ソフトウエアの取得価額については、ソフトウエアの製作のために要した原材料労務費及び経費の額並びにそのソフトウエアを事業の用に供するために直接要した費用の合計額となります。

担当者　それがどうかしましたか？

調査官　今回のシステム開発は外注先とその都度打ち合わせを行いながら実施をしています。つまり御社のシステム部門も開発に従事をしています。
つまり、そのソフトウエアの導入に当たって必要とされる設定作業や自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等は御社のシステム部門が担っていますので、その費用はソフトウエアの取得価額に算入されます。

担当者　具体的に教えてください。

調査官　システム部門の社員の内、定常業務（従来のシステムの管理等）以外にシステム開発に従事をした部分の社員給与、福利厚生費、水道光熱費等を全部拾い出してください。これらは全てシステム開発費に含まれますので各費用ではなく、システムが事業の用に供されるまでは資産勘定に加算してください。

担当者　それは、システム開発が開始された時から修正するということですか？

調査官　そのとおりです。

【筆者紹介】　牧野義博（まきの・よしひろ）
東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。
東京都新宿区で税理士登録。

小田原労働基準監督署からのお知らせ

★ 神奈川県最低賃金が 1,279 円に

神奈川県最低賃金は、令和 8 年 10 月 1 日から時間額 1,279 円に改定されました。（時間額 1,225 円から 54 円引上げ）。県内で働くすべての労働者（パート・アルバイトを含む）に適用されます。 最低賃金の引上げに伴う生産性向上や賃金引上げのための助成金等については、後述の働き方改革推進支援センターの無料相談をご活用ください。

★ 36 協定は「締結後の運用」が重要です

36 協定は締結・届出をして終わりではありません。特別条項付き 36 協定を締結している事業場では、協定で定めた健康確保措置が実際に実施されているか、確認しましょう。

また、36 協定や変形労働時間制などの労務管理については監督署のほか、**働き方改革推進支援センター**（TEL 0120-910-090）を、経営課題や生産性向上については**神奈川県よろず支援拠点**（045-633-5071）の無料の訪問支援を活用できます。

働き方改革推進支援センター

各都道府県に設置されているセンターで労務管理に関する専門家がお受けします

よろず支援拠点

各都道府県に相談窓口を設置し、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題について、様々な分野の専門家が相談をお受けします

★ カスタマーハラスメント対策・求職者等へのセクハラ防止措置 が義務化

令和 8 年 10 月 1 日から、事業主に①カスタマーハラスメント防止措置および②求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置を講ずることが義務付けられました。事業主には相談窓口の整備、対応方針の周知等が求められています。人材確保・定着の観点からも、安心して働ける職場づくりを進めましょう。　制度の問い合わせは神奈川労働局雇用環境・均等部指導課（045-211-7380）まで。また、ハラスメント対策の社内体制づくりについては、神奈川働き方改革推進支援センターの無料支援をご活用ください。

★ 治療と就業の両立支援が努力義務となりました

令和 8 年 4 月 1 日から、病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援に取り組むことが事業主の努力義務となりました。がん、脳卒中、糖尿病などの疾病を抱えながら働く労働者は増加しています。事業者には、相談体制の整備や社内の理解促進など、治療と仕事を両立しやすい環境づくりが期待されています。

労働者が治療を続けながら働くことができる職場環境づくりについては、**神奈川産業保健総合支援センター**（045-410-1160）の無料支援をご活用ください。

軽油引取税について

【軽油引取税とは】

○バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金です。

【納める人】

○軽油の引取り（購入）を行った方です。

○特別徴収義務者に指定されたガソリンスタンドの経営者の方などが、軽油を販売した際に、軽油代金と一緒に税金を受け取って、県に納めています。

【納める額】

○１リットルにつき、15円の軽油引取税が価格の中に含まれています。

≪免税について≫

・船舶の動力源など、一定の用途に使用する軽油の購入は、令和９年３月31日までの間、免税の対象になります。

・免税の適用を受けるには、事前に手続きが必要ですので、県税事務所にお問い合わせください。

※船舶の動力源のうち、プレジャーボートなどのレクリエーション（業として行うものを除きます。）のために用いる船舶は対象外。

ストップ！！　不正軽油

軽油に灯油や重油を不正に混ぜると不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や製造場所の提供にかかわった者などは重く罰せられます。

◇問合せ先　小田原県税事務所　間税課

ＴＥＬ　０４６５－３２－８０００（代）

７つの間違い探し

間違い探し『番町皿屋敷』の答え

①割れた皿（下）
②帯の下（中央下）
③かんざし（中央）
④幽霊の息（上）
⑤幽霊の前髪（左上）
⑥下駄の歯（下）
⑦背景のマス柄（中央上）

むしの話
その5

オオクワガタ



▲黒く光るオオクワガタ♂の大歯型と呼ばれる大型個体

子供から大人まで大人気のオオクワガタ

前号にてヒメオオクワガタについて書きましたので、オオクワガタについては来年の夏くらいに書こうかなと思っていたのですが、多くの読者の方々から、オオクワガタはどこで採れるのか？、県西地区ではどこに行ったらオオクワガタが見つけられるのか？、子供たちや孫たちにオオクワガタを採らせたいがどうしたらよいのか、といった問い合わせが数多くあり、先月号に続きヒメオオではないオオクワについて書くことにしました。

オオクワガタの生態

オオクワガタは、クワガタムシの中では稀な種ですが、実は沖縄を除く全都道府県に生息しています。しかし、開発等により絶滅してしまった地域も多くあると推測されます。関東地方では、特に山梨県が多産地と知られていましたが、現在は以前のように観られなくなってしまいました。

写真にありますような、クヌギやコナラなど樹液を出している比較的太い木の捲れた樹皮の隙間や洞の中に潜んでいて、夜間に外に出てきて樹液に集まる姿を観ることもありますが、発見できるハードルはかなり高いです。



▲オオクワガタがよく入る大木の樹皮の隙間

自然が多く残されているブナ帯の福島県や新潟県の比較的標高の高い地域では、自動販売機の灯りや外灯に他の昆虫に交じって飛来する姿が観察されますが、最近では灯りがＬＥＤ化されたものが多くなり、これも難しくなってきました。

オオクワガタの幼虫は、白枯れした比較的乾燥した材を好んで食べるため、ブナやミズナラの立ち枯れが多い上記地域に多く見られます。

神奈川県での生息状況

さて、神奈川県内でのオオクワガタの生息状況ですが、率直に申し上げますと見つけるのはかなり困難です。私は、小田原市の出身で子供のころから遊び場は近隣の野山であり、何十年も昆虫の観察を続けてきましたが、未だに1頭も観たことがありません。私



▲夜間外灯に飛来し天井に留まる♀



▲木の洞に潜むオオクワガタ

の家にはコクワガタやノコギリクワガタをはじめ、ミヤマクワガタまでも夜間、明かりに飛来するなど自然が多く残っていましたが、付近の林、山でもまったく観ることはできませんでした。

県西部の正式な記録としては、古い記録になりますが、秦野市震生湖、平塚市土屋などがあります。私も何度か訪れたことがありますが、残念ながら発見することはできませんでした。しかしながら、これらの地域には、多くのクヌギ林が残っており、前述のような太いクヌギやコナラの洞や樹皮めくれのある木が発見できれば、現在でも見つけられる可能性はかなり難しいですが無くはないでしょう。

オオクワガタを採集する最も可能性のある方法は

ということで、県西地区でオオクワガタを採集することはかなり難しいです。そこで最も可能性のある方法は、オオクワガタが夜、灯りに集まる、という習性を利用した夜間に多産地の外灯や自動販売機を見て回る方法です。ところが、前述の通り、最近は多くの灯りがＬＥＤになってしまい、ＬＥＤの灯りには虫がほとんど集まりません。

また、満月に近い夜、風の強い日、霧の出ている夜、気温が低い場合（16℃以下）等は、虫の飛来がきわめて悪いので避けた方がよいでしょう。

今回掲載させていただきました野外の写真をご提供いただいた、長年オオクワガタを求めて全国を探索されてきました、後藤和洋氏の写真にてライトトラップに飛来した写真を紹介させていただきます。発電機に水銀灯をつなぎ、多産地に行き、夜間灯りを付けて待つ、という方法です。

しかしながら、水銀灯は現在製造が中止されているようで入手が困難となっております。その代わりに、昆虫採集用として販売されているＨＩＤライトを利用する人も増えています。私は、灯火総研という会社から販売されているＨＩＤライトを利用しております。

灯火総研 https://light-trap.jp/



▲ライトトラップに飛来しひっくり返る♀

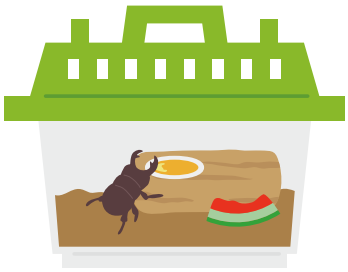


▲ライトに飛来した♀、
翅に縦のスジが入るので他の♀との識別ができる

オオクワガタの飼育

運良くオオクワガタを採集できたましたら、飼育をしてみましょう。野外で採集した雌のほとんどは交尾済みの個体で、産卵セットを組めばかなりの確率で卵を産んでくれます。卵が孵化し、幼虫が確認できたら、市販の菌糸ビンに入れておくだけで簡単に成虫まで育てることができます。

また、採集に行くのは難しい、という方々がほとんどだと思いますので、ペットショップやインターネットでオオクワガタを購入し、飼育してみる、ということも楽しいですので興味のある方はぜひやってみてください。





【筆者紹介】

木崎庸雅

はこね・おだわら昆虫館　副館長
日本甲虫学会所属
神奈川昆虫談話会会員
こがねむし研究会会員
公益社団法人小田原法人会広報委員長

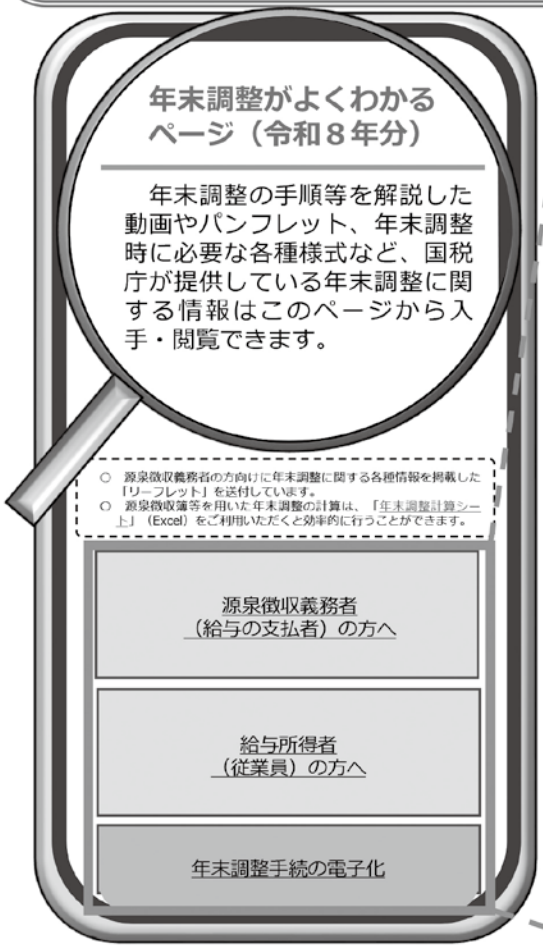
国税庁

令和８年分　年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、基礎控除の引上げ等、次のような改正が行われていますので、ご注意ください！

- ☞「基礎控除」や「給与所得控除の最低保障額」の引上げ
- ☞「扶養親族等の所得要件」の改正
- ☞「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」の創設

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！　年末調整がよくわかる



源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※　公開期間は令和８年10月頃から令和９年１月下旬までの予定です。

詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与等の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
※　ご利用には、Microsoft Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※　令和８年分の各種情報については**令和８年10月頃**に掲載します。

◎　年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
➡ **令和９年１月12日(火)**

◎　年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）
➡ **令和９年１月20日(水)**

◎　給与所得の源泉徴収票などの法定調書の交付・提出期限
➡ **令和９年２月 １日(月)**

※ このリーフレットは、令和８年12 月１日以後に行う令和８年分の年末調整について、令和８年７月１日現在の法令に基づいて作成しています。

e-Taxで簡単！国税のキャッシュレス納付



STEP! 01 e-Taxにログイン



画面右上から
ログイン

まずは事前準備！

ダイレクト納付を利用するには・・・



e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付の預貯金口座登録完了通知」が格納されたら準備完了！



STEP! 02 申告書等の作成・データ送信

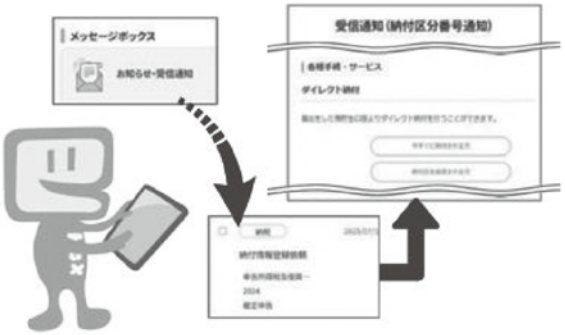
STEP! 02 へ



申告書・徴収高計算書を送信
または
納付情報登録依頼を送信

納付情報登録依頼の▶
やり方はこちら

STEP! 03 受信通知から納付方法を選択



納付方法を選択しクリック！

- ダイレクト納付
  - 今すぐに納付される方
  - 納付日を指定される方
- インターネットバンキング
- スマホアプリ納付
- クレジットカード納付

画面に表示された案内に沿って手続するだけ！

完了！

まずは「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」でe-Taxを体験してみませんか？



「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」では、実際の画面（e-Tax）を使って、徴収高計算書の作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の一連の流れを体験することができます。

よい情報を提供します——ふれあい　いんふぉめーしょん









会員の皆様、会社・お店をPRしませんか！

掲載は「無料」です！

公益社団法人 小田原法人会
〒250-0011小田原市栄町1-6-4 勝俣組ビル4階　TEL.0465-23-3641
http://www.odawara-hojinkai.com　FAX.0465-23-5109

公益社団法人 小田原法人会

上の会員ラベルを切り取って、法人税確定申告書の別表1の「欄外の上部中央余白」に貼付けてください。e-Taxご利用の場合は、「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(公社)小田原法人会と入力してください。